

電波法規

運用開始の届出を要しない無線局

第十条の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

- 一 放送局
- 二 海岸局であつて、電気通信業務を取り扱うもの、**海上安全情報の送信**を行うもの又は二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz、一六、八〇四・五kHz、二七、五二四kHz、一五六・五二五MHz若しくは一五六・八MHzの電波を送信に使用するもの
- 三 航空局であつて、電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
- 四 無線航行陸上局
- 四の二 海岸地球局
- 四の三 航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）
- 五 標準周波数局
- 六 特別業務の局

申請の期間

- 第十七条** 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。
- 2 免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、前項の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

訂正

- 第二十二條** 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。
- 2 前項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- 3 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- 4 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

電波利用料の徴収等

第 103 条の 2 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して 30 日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して 30 日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各 1 年の期間（無線局の免許等の日が 2 月 29 日である場合においてその期間がうるう年の前年の 3 月 1 日から始まるときは翌年の 2 月 28 日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が 1 年に満たない場合はその期間とする。）について、次の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が 1 年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を 12 で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない

電波法に規定する用語の定義

電波とは、300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
無線電信とは、電波を利用して、符号を送り、または受けるための通信設備を言う。
無線電話とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、または受けるための通信設備を言う。
無線設備とは、無線電信、無線電話その他の電波を送り、または受けるための電氣的設備を言う。
無線局とは、無線設備および無線設備を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを

含まない。

無線従事者とは、無線設備の操作またはその他監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものを言う。

電波法（第5条）

（欠格事由）第5条 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えない。

1. 日本の国籍を有しない人
2. 外国政府又はその代表者
3. 外国の法人又は団体
4. 法人又は団体であつて、前3号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの。
 - 2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。
1. 実験無線局（科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局をいう。以下同じ。）
2. アマチュア無線局（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。）
3. 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第29条ノ7に規定する船舶に開設するもの
4. 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和27年法律第231号）第127条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの
5. 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの
6. 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
7. 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
8. 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

落成後の検査（電波法第10条）

1. 予備免許を受けたものは、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格および員数ならびに時計および書類（無線設備等）について検査を受けなければならない。
2. 1の検査は、1の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について、第24条2（事業者の点検能力の認定）第1項の認定を受けたものが総務省令で定めるところにより行った当該認定にかかる点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。
- 3.

予備免許を受けたものが落成した旨の届け出をしないときの措置

その無線局の免許を拒否される。

免許の承継

第20条 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。2 免許人（第5項及び第6項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。《改正》平12法109

《改正》平11法160

《改正》平12法0913 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。《追加》平12法109

《改正》平11法1604 第5条及び第7条の規定は、前2項の許可に準用する。《改正》平12法109

- 5 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶に

ついて、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。6 前項の規定は、航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。《改正》平 11 法 0477 第 1 項及び前 2 項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

《改正》平 11 法 160 8 前各項の規定は、第 8 条の予備免許を受けた者に準用する。

特定無線局の免許の特例

第 27 条の 2 通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を 2 以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第 27 条の 11 までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

特定無線局の免許の申請

第 27 条の 3 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

1. 目的
2. 開設を必要とする理由
3. 通信の相手方
4. 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
5. 無線設備の工事設計
6. 最大運用数（免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものをいう。）
7. 運用開始の予定期日（それぞれの特定無線局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）《追加》平 9 法 47

《改正》平 11 法 160 2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その人工衛星の軌道又は位置及び当該人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局に関する事項その他総務省令で定める事項を併せて記載しなければならない。

占有周波数帯幅

その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によつて輻射される全平均電力の 0.5% に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 0.5% の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

電波形式

新表示	変調方式・通信方式の詳細
A1A	モールス符号の送信
A2A	AM、DSB、トーン信号(副搬送波)を使用するモールス符号の送信
A2B	AM、DSB、トーン信号(副搬送波FSK、副搬送波PSK)を使用するRTTYまたはPSK31等の送信
A2D	AM、DSB、トーン信号(副搬送波FSK、副搬送波PSK)を使用するパケット通信
A3E	AM、DSBの電話
R3E	AM、低減搬送波、SSBの電話
H3E	AM、全搬送波、SSBの電話
J3E	AM、抑圧搬送波、SSBの電話(一般的なSSB)
A3C	AMのアナログFAX(副搬送波AM・主搬送波SSBのものも含む。)
A3F	AM、DSBのATV(映像のみ。)
C3F	AM、VSBのATV(映像のみ。)
J3F	静止画TV(副搬送波AM-PM・主搬送波SSBの場合。)
A3E	抑圧搬送波DSBの電話
A8W	AM、DSBのATV(副搬送波で音声を同時に送出するものの場合。)
C8W	AM、VSBのATV(副搬送波で音声を同時に送出するものの場合。)
D3C	FAX(副搬送波AM-PM-VSB・主搬送波SSBのものの場合。)
F1B	RTTY(FSKまたは副搬送波FSK・主搬送波SSBのもの、いずれの場合も。)
F1D	パケット(FSKまたは副搬送波FSK・主搬送波SSBのもの、いずれの場合も。)
G1B	PSK31(副搬送波PSK・主搬送波SSBの場合。)
G1D	パケット(PSKまたは副搬送波PSK・主搬送波SSBのもの、いずれの場合も。)
F2A	FM、トーン信号を使用するモールス符号の送信
F2B	FM、トーン信号(副搬送波)を使用するRTTYまたはPSK31等の送信
F2D	FM、トーン信号(副搬送波FSK、副搬送波PSK)を使用するパケット通信
F3E	アナログ音声そのままのFM
F1E	デジタル化音声、FSKでの送信
G1E	デジタル化音声、PSKでの送信
F3C	FAX(副搬送波FM・主搬送波SSBまたはFMいずれの場合も。)
F3F	SSTV(副搬送波FM・主搬送波SSBまたはFMいずれの場合も。)
	FMのATV(映像のみ。)
F3C	FAX(副搬送波AM-PM-VSB・主搬送波FM)
F8W	FMのATV(副搬送波で音声を同時に送出するものの場合。)
G1D	多値PSK-DSSS(周波数拡散)、情報が1チャンネルの場合。
G7D	多値PSK-DSSS(周波数拡散)、情報が2チャンネル以上(複合した情報)の場合
D1D	多値QAM-DSSS(周波数拡散)、情報が1チャンネルの場合
D7D	多値QAM-DSSS(周波数拡散)、情報が2チャンネル以上(複合した情報)の場合

実験局の創始設備の空中線電力

規格電力(pR)で規定

電波の強度に対する安全施設

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- 一 平均電力が二〇ミリワット以下の無線局の無線設備
 - 二 移動する無線局の無線設備
 - 三 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- 2 前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

人体頭部における比吸収率の許容値

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- 一 平均電力が二〇ミリワット以下の無線設備
 - 二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- 2 前項の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

無線設備の機器の検定

第37条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

1. 第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
2. 船舶安全法第2条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
3. 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの
4. 第33条の規定により備えなければならない無線設備の機器（前号に掲げるものを除く。）
5. 第34条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
6. 航空機に施設する無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

周波数測定装置の備付け

第 31 条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の 2 分の 1 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

第十一条の三 法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

- 一 二六・一七五MHz を超える周波数の電波を利用するもの
- 二 空中線電力一〇ワット以下のもの
- 三 法第三十一条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によつてその使用電波の周波数が測定されることとなつていもの
- 四 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた法第三十一条に規定する周波数測定装置をもつてその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- 五 放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの
- 六 標準周波数局において使用されるもの
- 七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- 八 その他総務大臣が別に告示するもの

送信空中線の型式及び構成等

第二十条 送信空中線の型式及び構成は、左の各号に適合するものでなければならない。

- 一 空中線の利得及び能率になるべく大であること。
- 二 整合が十分であること。
- 三 満足な指向特性が得られること。

第二十二条 空中線の指向特性は、左に掲げる事項によつて定める。

- 一 主輻射方向及び副輻射方向
- 二 水平面の主輻射の角度の幅
- 三 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの
- 四 給電線よりの輻射

無線設備の機器の検定

第 37 条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

1. 第 31 条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
2. 船舶安全法第 2 条（同法第 29 条ノ 7 の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
3. 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの
4. 第 33 条の規定により備えなければならない無線設備の機器（前号に掲げるものを除く。）
5. 第 34 条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
6. 航空機に施設する無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

受信設備の条件

第29条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

- 2 二、四〇〇MH_z以上二、四八三・五MH_z以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MH_zを超え二、四七五MH_z以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、小電力データ通信システムの無線局及び一九GH_z帯の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度	
一GH _z 未満	四ナノワット以下	
一GH _z 以上一〇GH _z 未満	二〇ナノワット以下	
一〇GH _z 以上	二、四〇〇MH _z 以上二、四八三・五MH _z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MH _z を超え二、四七五MH _z 以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局	二〇ナノワット以下
	一九GH _z 帯の周波数の電波を使用する構内無線局	二〇マイクロワット以下

- 3 八一五MH_zを超え八五〇MH_z以下、八六〇MH_zを超え九〇一MH_z以下又は九一五MH_zを超え九四〇MH_z以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 八一五MH _z 以上八五〇MH _z 以下	任意の三・八四MH _z 幅で (－) 七八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号及び次項において同じ。) 以下の値
	イ 三〇MH _z 以上一、〇〇〇MH _z 未満 (アに掲げる周波数を除く。)	任意の一〇〇kH _z 幅で (－) 五七デシベル以下の値
	ウ 一、〇〇〇MH _z 以上一二・七五GH _z 以下	任意の一、〇〇〇kH _z 幅で (－) 四七デシベル以下の値
陸上移動局	ア 八六〇MH _z 以上八九五MH _z 以下	任意の三・八四MH _z 幅で (－) 六〇デシベル以下の値
	イ 三〇MH _z 以上一、〇〇〇MH _z 未満 (アに掲げる周波数を除く。)	任意の一〇〇kH _z 幅で (－) 五七デシベル以下の値
	ウ 一、〇〇〇MH _z 以上一二・七五GH _z 以下	任意の一、〇〇〇kH _z 幅で (－) 四七デシベル以下の値

二 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で一〇ピコワット以下の値
		イ 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下	任意の三〇kHz幅で一ナノワット以下の値
		ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で四ナノワット以下の値
	八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八一五MHzを超え八五〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で一〇ピコワット以下の値
		イ 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	任意の三〇kHz幅で一ナノワット以下の値
		ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で四ナノワット以下の値
陸上移動局	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下	任意の一MHz幅で八ピコワット以下の値
		イ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下	任意の一MHz幅で八〇〇ピコワット以下の値
		ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で四ナノワット以下の値
	八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波（八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。）を受信する受信装置	ア 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	任意の一MHz幅で八ピコワット以下の値
		イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下	任意の一MHz幅で八〇〇ピコワット以下の値
		ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で四ナノワット以下の値

- 4 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	任意の三・八四MHz幅で(−) 七八デシベル以下の値
	イ 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(−) 五七デシベル以下の値
	ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(アに掲げる周波数を除く。)	任意の一、〇〇〇kHz幅で(−) 四七デシベル以下の値
陸上移動局	ア 一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の三・八四MHz幅で(−) 六〇デシベル以下の値
	イ 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(−) 五七デシベル以下の値
	ウ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(アに掲げる周波数を除く。)	任意の一、〇〇〇kHz幅で(−) 四七デシベル以下の値

二 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で(−) 八〇デシベル以下の値
	イ 二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で(−) 六〇デシベル以下の値
	ウ 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(−) 五七デシベル以下の値
	エ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(ア及びイに掲げる周波数を除く。)	任意の一、〇〇〇kHz幅で(−) 四七デシベル以下の値
陸上移動局	ア 二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHz幅で(−) 七六デシベル以下の値
	イ 一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	任意の一MHz幅で(−) 六一デシベル以下の値
	ウ 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(−) 五七デシベル以下の値
	エ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(ア及びイに掲げる周波数を除く。)	任意の一、〇〇〇kHz幅で(−) 四七デシベル以下の値

- 5 一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 6 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 7 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、二・五マイクロワット以下でなければならない。

- 8 五四・二五GHzを超え五九GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。
- 9 五九GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、一〇〇マイクロワット以下でなければならない。
- 10 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）及び二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下

- 11 九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 12 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- （その他の条件）

第二十五条 受信設備は、なるべく左の各号に適合するものでなければならない。

- 一 内部雑音が小さいこと。
- 二 感度が十分であること。
- 三 選択度が適正であること。
- 四 了解度が十分であること。

総合歪率

第三十三条の五 中波放送を行う放送局の送信装置の総合歪率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニク放送を行う場合にあつては、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、五パーセント以下であること。
- 二 ステレオホニク放送を行う場合にあつては、変調周波数が二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、又は変調周波数が二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をしたときのいずれにおいても、五パーセント以下であること。

放送局の行う超短波放送

主搬送波の変調を形式は、周波数変調とする。

音声信号の最高周波数は、15000Hzとする。

ステレオホニク放送を行う場合に合つては、副搬送波の変調の形式は、振幅変調とし、当該副搬送波は抑圧するものとする。

ステレオホニク放送を行う場合に合つては、パイロット信号の周波数は19kHz、副搬送の周波数は38kHzとし、パイロット信号の周波数と副搬送波の周波数とは、相互に低調波と高調波の関係にあるものとする。

ステレオホニク放送を行う場合に合つては、副搬送波は、パイロット信号が時間軸と交わるとき、同時に生傾斜で時間軸で交わるものとする。

超短波放送を行う放送局の無線設備

第三十五条 超短波放送を行なう放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（変調信号の許容偏差等）

第三十六条 パイロット信号（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号。以下「超短波放送の標準方式」という。）第三条第三項に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波放送の標準方式第五条第四号に規定する値から（±）二ヘルツをこえる偏差を生じてはならない。

2 ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点は、パイロット信号がその時間軸と交わる点からパイロット信号の位相において（±）五度以内になければならない。

（変調度等）

第三十六条の二 超短波放送を行なう放送局の送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2 パイロット信号による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントから八パーセントまでの範囲内になければならない。

3 ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移の一パーセントをこえてはならない。

（総合周波数特性）

第三十六条の三 超短波放送を行う放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す特定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあるものでなければならない。

2 送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても一・五デシベル以内でなければならない。

（総合歪率）

第三十六条の四 超短波放送を行なう放送局の送信装置の総合歪率は、次の表の上欄に掲げる変調周波数により主搬送波に（±）七五kHzの周波数偏移を与えたとき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとなるものでなければならない。

変調周波数 総合歪率

五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満 二パーセント以下

一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ以下 三パーセント以下

（信号対雑音比）

第三十六条の五 超短波放送を行なう放送局の送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により主搬送波に（±）七五kHzの周波数偏移を与えたとき、五五デシベル以上となるものでなければならない。

（残留振幅変調雑音）

第三十六条の六 超短波放送を行なう放送局の送信装置の残留振幅変調雑音（変調のないときの搬送波に含まれる振幅変調雑音をいう。）は、主搬送波について一〇〇パーセントの振幅変調を行なった場合に相当する送信機の出力に比較して（一）五〇デシベル以下となるものでなければならない。

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十六条の七 前三条の規定を適用する場合は、五〇マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりディエンファシスを行なうものとする。

人工衛星局の位置の維持

第三十二条の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験局を除く。）であつて、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（±）〇・一度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うものうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）〇・一度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

3 対地静止衛星に開設する人工衛星局であつて、前二項の人工衛星局以外のものは、公称されている位置から経度の（±）〇・五度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

人工衛星局の条件

第 36 条の 2 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

（人工衛星局の設置場所変更機能の特例）

第三十二条の五 法第三十六条の二第二項ただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局とする。

操作及び監督の範囲

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び[法第三十九条第二項](#)の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	一 次に掲げる通信操作 イ 無線設備の国内通信のための通信操作 ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作 ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。） ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備 ロ 航空機に施設する無線設備 ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（放送局の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの 三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの
第三級総合無線通	一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット

信士	以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。） 二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。） イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。） ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの （１） 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。） （２） 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作 ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの 四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）
第一級海上無線通信士	一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。） ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二キロワット以下のもの ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
第二級海上無線通信士	一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作並びにこれらの無線設備の部品の取替えのうち簡易なものとして総務大臣が告示で定めるもの及びこれらの無線設備を構成するユニットの取替えに伴う技術操作 イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。） ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
第三級海上無線通信士	一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。） ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力百二十五ワット以下のもの ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
第四級海上無線通信士	次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。） 一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。） 二 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。） 三 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの
第一級海上特殊無線技士	一 次に掲げる無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）の通信操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）及びこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 旅客船であって平水区域（これに準ずる区域として総務大臣が告示で定めるものを含む。）

	以下この表において同じ。)を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する空中線電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ロ 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの 二 旅客船であって平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 三 前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの
第二級海上特殊無線技士	一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの 二 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級海上特殊無線技士	一 船舶に施設する空中線電力五ワット以下の無線電話（船舶地球局及び航空局の無線電話であるものを除く。）で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作及びその無線電話（多重無線設備であるものを除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 二 船舶局及び船舶のための無線航行局の空中線電力五キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
レーダー級海上特殊無線技士	海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
航空無線通信士	一 航空機に施設する無線設備並びに航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作 イ 航空機に施設する無線設備 ロ 航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力二百五十ワット以下のもの ハ 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの
航空特殊無線技士	航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）に施設する無線設備及び航空局（航空交通管制の用に供するものを除く。）の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの 二 航空交通管制用トランスポンダで前号に掲げるもの以外のもの 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技	次に掲げる無線設備の技術操作 一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン放送局の無線設備を除く。）

術士	二 テレビジョン放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
第一級陸上特殊無線技士	一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備(多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。)で三十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの
第二級陸上特殊無線技士	一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 陸上の無線局の空中線電力十ワット以下の無線設備(多重無線設備を除く。)で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるもの以外のもの ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備 二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級陸上特殊無線技士	陸上の無線局の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
国内電信級陸上特殊無線技士	陸上に開設する無線局(海岸局、海岸地球局、航空局及び航空地球局を除く。)の無線電信の国内通信のための通信操作

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 航空局 航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。
- 二 移動局 移動する無線局をいう。
- 三 無線航行局 電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。
- 四 放送局 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)をいう(次号及び第六号において同じ。)
- 五 テレビジョン放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送局(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。
- 六 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。
- 七 レーダー ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。
- 八 多重無線設備 多重通信を行うための無線設備をいう。
- 九 テレビジョン 電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

3 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ同表の下欄に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作

第二級 アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力二百ワット以下の無線設備の操作
第三級 アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力五十ワット以下の無線設備で十八メガヘルツ以上又は八メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第四級 アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作（モールス符号による通信操作を除く。） 一 空中線電力十ワット以下の無線設備で二十一メガヘルツから三十メガヘルツまで又は八メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力二十ワット以下の無線設備で三十メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

- 4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関しては、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。
- 5 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、第一項に規定するもののほか、それぞれ同表の下欄に掲げる操作を行うことができる。

資格	操作
第一級総合無線通信士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級総合無線通信士	
第三級総合無線通信士	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第一級海上無線通信士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級海上無線通信士	
第四級海上無線通信士	
航空無線通信士	
第一級陸上無線技術士	
第二級陸上無線技術士	

無線設備の操作

第 39 条 第 40 条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第 48 条の 2 第 1 項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第 4 項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。《改正》平 11 法 160 2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第 40 条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。《改正》平 11 法 160 3 主任無線従事者は、第 40 条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならぬ。《改正》平 11 法 160 4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。《改正》平 11 法 160

《改正》平 16 法 047 5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。《改正》平 11 法 160 6 第 4 項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。7 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、第 4 項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

主任無線従事者の職務

第三十四条の五 法第三十九条第五項の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。

- 一 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 二 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 三 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- 四 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等に対して意見を述べること。
- 五 その他無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項

主任無線従事者の非適格事由

- 3 主任無線従事者は、[第 40 条](#)の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

第三十四条の三 法第三十九条第三項の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 法第四十二条第一号に該当する者であること。
- 二 法第七十九条第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から三箇月を経過していない者であること。
- 三 主任無線従事者として選任される日以前五年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が三箇月に満たない者であること。

主任無線従事者の講習を要しない無線局

第三十四条の六 法第三十九条第七項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

- 一 免許規則第四条第二項の表六の項に規定する特定船舶局
- 二 簡易無線局
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

講習の期間

第三十四条の七 法第三十九条第七項の規定により、免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から六箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

2 免許人等は、前項の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

（目的外使用の禁止等）第 52 条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

1. 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
2. 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
3. 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
4. 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）
5. 放送の受信
6. その他総務省令で定める通信

周波数の測定

第四条 法第三十一条の規定により周波数測定装置を備えつけた無線局は、できる限りしばしば自局の発射する電波の周波数（施行規則第十一条の三第三号に該当する送信設備の使用電波の周波数を測定することとなっている無線局であるときは、それらの周波数を含む。）を測定しなければならない。

2 施行規則第十一条の三第四号の規定による送信設備を有する無線局は、別に備えつけた法第三十一条の周波数測定装置により、できる限りしばしば当該送信設備の発射する電波の周波数を測定しなければならない。

3 前二項の測定の結果、その偏差が許容値をこえるときは、直ちに調整して許容値内に保たなければならない。

4 第一項及び第二項の無線局は、その周波数測定装置を常時法第三十一条に規定する確度を保つように校正しておかななければならない。

無線通信の原則

第十条 必要のない無線通信は、これを行なつてはならない。

- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知つたときは、直ちに訂正しなければならない。

時計、業務書類等の備付け

第 60 条 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかねばならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

(時計)

第三条 法第六十条の時計は、その時刻を毎日一回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかねばならない。

検査

第 73 条 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。《改正》平 9 法 47

《改正》平 11 法 160 2 前項の検査は、当該無線局についてその検査を同項の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、同項の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。《改正》平 11 法 160 3 第 1 項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の 1 箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第 24 条の 2 第 1 項又は第 24 条の 13 第 1 項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第 1 項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。《追加》平 9 法 47

《改正》平 10 法 58

《改正》平 11 法 160

《改正》平 15 法 068 4 総務大臣は、前条第 1 項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第 2 項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。《改正》平 9 法 47

《改正》平 11 法 160 5 総務大臣は、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある場合において、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項のみについて検査を行なう必要があると認めるときは、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なうことができる。《改正》平 11 法 160 6 第 38 条の 9 第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項本文又は第 4 項の規定による検査について準用する。

報告等

第 80 条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

1. 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。
2. この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
3. 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

免許の取消し等

第 76 条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3 箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは第 27 条の 18 第 1 項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。《改正》平 11 法 160

《改正》平 16 法 047 2 総務大臣は、前項の規定によるほか、登録人が第 3 章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、3 箇月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができる。《追加》平 16 法 047 3 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができ

る。

1. 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き 6 箇月以上休止したとき。
2. 不正な手段により無線局の免許若しくは第 17 条の許可を受け、又は第 19 条の規定による指定の変更を行わせたとき。
3. 第 1 項の規定による命令又は制限に従わないとき。
4. 免許人が第 5 条第 3 項第 1 号に該当するに至ったとき。《改正》平 9 法 47

《改正》平 11 法 160

《改正》平 16 法 0474 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

1. 第 27 条の 5 第 1 項第 4 号の期限（第 27 条の 6 第 1 項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
2. 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き 6 箇月以上休止したとき。
3. 不正な手段により包括免許若しくは第 27 条の 8 の許可を受け、又は第 27 条の 9 の規定による指定の変更を行わせたとき。
4. 第 1 項の規定による命令又は制限に従わないとき。
5. 包括免許人が第 5 条第 3 項第 1 号に該当するに至ったとき。《追加》平 9 法 47

《改正》平 11 法 1605 総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

1. 不正な手段により第 27 条の 18 第 1 項の登録又は第 27 条の 23 第 1 項若しくは第 27 条の 30 第 1 項の変更登録を受けたとき。
2. 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に従わないとき。
3. 登録人が第 5 条第 3 項第 1 号に該当するに至ったとき。《追加》平 16 法 0476 総務大臣は、第 3 項（第 4 号を除く。）及び第 4 項（第 5 号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項（第 3 号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第 27 条の 13 第 1 項の開設計画の認定を取り消すことができる。

免許を要しない無線局及び受信設備に対する監督について

（免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督）第 82 条 総務大臣は、第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。《改正》平 11 法 160

《改正》平 16 法 0472 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

《改正》平 11 法 160

《改正》平 16 法 0473 第 38 条の 9 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

第 111 条 [第 73 条](#)第 1 項、第 4 項（[第 100 条](#)第 5 項において準用する場合を含む。）若しくは第 5 項又は[第 82 条](#)第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する

第 113 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1. 第 24 条の 8 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
2. 第 26 条の 2 第 6 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3.
- 第 27 条の 23 第 1 項の規定に違反して、第 27 条の 18 第 2 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更した者
- 4.
- 第 27 条の 30 第 1 項の規定に違反して、第 27 条の 29 第 2 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更した者

5.

第 27 条の 31 の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6.

第 27 条の 32 の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

7. 第 38 条の 6 第 2 項（第 38 条の 24 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

8. 第 38 条の 12（第 38 条の 24 第 3 項及び第 71 条の 3 の 2 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

9. 第 38 条の 15 第 1 項（第 38 条の 24 第 3 項及び第 71 条の 3 の 2 第 11 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 38 条の 15 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

10. 第 38 条の 16 第 1 項（第 38 条の 24 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

11. 第 38 条の 20 第 1 項（第 38 条の 29 及び第 38 条の 38 において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

12. 第 38 条の 21 第 1 項（第 38 条の 29 及び第 38 条の 38 において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

13. 第 38 条の 33 第 3 項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

14. 第 38 条の 33 第 4 項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

15. 第 39 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条の 13 の規定に違反した者

16. 第 39 条第 4 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

17. 第 71 条の 3 第 6 項（第 71 条の 3 の 2 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

18. 第 78 条の規定に違反した者

19. 第 79 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

20. 第 79 条の 2 第 1 項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第 39 条第 1 項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つた者

21. 第 82 条第 1 項（第 101 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

22. 第 102 条の 3 第 1 項又は第 2 項（同条第 6 項及び第 102 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

23. 第 102 条の 9 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

24. 第 102 条の 12 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

25. 第 102 条の 15 第 1 項の規定による指示に違反した者

26. 第 102 条の 16 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

未遂罪を罰する規定

第 105 条 無線通信の業務に従事する者が第 66 条第 1 項（第 70 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、1 年以上の有期懲役に処する。2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様とする。3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

第 108 条の 2 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。2 前項の未遂罪は、罰する。

罰則の適用があるもの

正当な理由が無いのに、無線局の運用を引き続き6ヶ月以上休止した者は、無線局の免許を取り消されることがある。

日本国籍を有しなくても無線従事者の免許を受けることができる。